

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	青桐保育園		
運営法人名称	社会福祉法人 交北会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長/園長：森川 雅行		
定員（利用人数）	210 名（237名）		
事業所所在地	〒 573-1161 大阪府枚方市交北4丁目1247番地1		
電話番号	072 - 855 - 3916		
FAX番号	072 - 868 - 2222		
ホームページアドレス	http://www.aogirihoikuen.com		
電子メールアドレス	aogiri@ninus.ocn.ne.jp		
事業開始年月日	昭和48年4月1日		
職員・従業員数※	正規	25 名	非正規 31 名
専門職員※	保育士（正規・非正規）：48名 看護師（正規）：1名 栄養士（正規・非正規）：2名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] 保育室（0～5歳児、一時保育室）、事務室、相談室、休憩室、医務室、調乳室、調理室、ホール、子育て支援室、木工室 等（本館：鉄骨造・アルミ亜鉛合金メッキ鋼板葺3階建、別館：鉄骨造・スレート葺平屋建、新館：鉄筋コンクリート造2階建） アネビーユニプレイ大型遊具3基、ジャクエツサンシャイン大型遊具、檜ツリーハウス、ウッドロングエコ製デッキ		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	2 回
前回の受審時期	25 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

基本理念

- 1.家庭や地域と連携を図り、園児や地域の子どもの健やかな成長を支援する。
- 2.明確な保育の方針を定め、その達成に向けてたゆまない努力を続けていく。
- 3.子どもの安全と安心が最大の価値であるとの認識のもと、全職員が一丸となってその達成に向かう。
- 4.子どもと共に、職員も成長していくことができるよう、常に心と技能を研鑽し、子育ての専門家として信頼を得られるよう努力をしていく。
- 5.経営方針や運営実態にかかる情報公開を進め、社会に信頼される経営を実現する。

保育の基本方針

- 1.子ども一人ひとりを重視し、個人の成長に合わせた支援を行う。
- 2.思いやりの心を育て、人権を大切にすると、人のために行動できる意欲、心情、態度を養う。
- 3.「遊び」のなかで自分を見つけ、「遊び」を通じて相手を理解する気持ちを養う。
- 4.子どもには情緒の安定がもっとも大切であるとの理念のもと、乳児では担当制の中で基本的な生活習慣が自律する段階をふまえ安心感を与える保育をし、幼児では異年齢混合保育の中で認識や仲間関係が広がり、自ら集団や環境に関わりながら成長していく主体的な子どもを育てる。

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ①0歳・1歳・2歳児の育児担当制。3歳・4歳・5歳児の異年齢混合クラス。コダイ芸術教育のわらべうた。毎日体操。環境認識。体育、ECC英語、和太鼓の専門講師による課内指導。
- ②リスクとハザードをマネジメントしたヨーロッパの安全基準に適合したSP基準（セーフティプロダクト）を根底にした園庭。
- ③ISO9001基準に準じた品質管理マニュアルの整備。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 総務企画部第三者評価室
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成29年1月11日～平成29年3月14日
評価決定年月日	平成29年3月14日
評価調査者（役割）	1501C019（運営管理委員） 1001C018（専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

社会福祉法人交北会青桐保育園は、待機児童解消のため定員を210名に増員し、別館を用意して一時の特定保育事業として一日8名程度利用を受け入れています。周辺は畑等に囲まれており自然が豊かで静かな環境にあります。

保育内容においては、乳児の育児担当制や幼児の異年齢混合クラスの日常保育が行われています。担当制は一人ひとりを大切に細やかな保育が出来、また、異年齢はいたりや優しさ、教え、憧れ、模倣、意欲が芽生えるなど、子どもたちはお互い良い関係を築いています。また、園長の強い信念のもと「遊び」から学ぶ保育が定着してきています。

今後も、保育の実践の評価や見直しについて、職員や保護者の意見を取り入れながら、柔軟な取り組みも検討していく事が期待されます。

(注) 判断基準「abc」について

【平成27年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との比較はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

子どもが自主的に活動できるための環境づくり

子どもが自主的に活動できるための環境づくりに努めています。園庭にはクラス名の由来である木々を植樹し、四季を通じて観察できます。枚方の果山穂谷のヒノキ材を使ったツリーハウス(空飛ぶ船)や靴箱、屋上緑化等「木育」等も取り入れて充実したものとなっています。また、安全基準に基づいた遊具や、ジャングルウォール、ハンモック、築山、砂場、ポンプ式井戸、芝生や運動スペースも設置されており、年齢に応じた遊びや活動、チャレンジできる楽しみがあります。

◆改善を求められる点

手順書・マニュアル等の書類の見直しについて

手順書やマニュアル・園のしおり等、内容が重複する書類の整理や、職員等の参加によって分かりやすく実効性のあるものに見直しをする事への検討が望まれます。

また、午睡タイマーチェック表についても様式や記入方法の見直しが望まれます。

リスクマネジメントに関する体制整備について

リスクマネジメントの観点から責任の明確化等再度検討する事が望まれます。また、ヒヤリ・ハット等子どもの安全を脅かす事例を積極的に収集することにより、事故防止につなげる取り組みが望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の受審は3回目です。保育サービス提供マニュアルや規程類は整いましたが、実際は書面通りなかなかできないこともあり、今回マニュアル類を読み込み見直し取り組みの過程で、職員間の共通理解を深めながら実践に繋げることが出来ました。また、制度の変更点を踏まえ、第三者の視点から改善の提言をいただいたことで、更なる向上への目標となりました。法人の客観性を高め、地域での存在理由を示すことが出来たことが大きな成果です。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	理念、基本方針について、その思いがよく伝わってきます。職員には、新人研修やMR会議（生活の質向上委員会）において入園のしおり等で説明を行い、保護者には、入園説明会や保護者会で周知が図られています。今後職員等の意見もとり入れて、より分かりやすく伝え、取組出来るよう整理することが望まれます。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業経営をとりまく環境等については、とくに地域について当該市の状況をよく分析し、経営状況についてもMR会議等で把握・分析に努めています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	人事・労務・財務分析に基づき改善すべき課題を明らかにして、それを中長期計画や年度事業計画に反映し、理事会で共有しています。年2回のMR会議で職員に周知し、改善に向けての検討・取組が進められています。	

		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3 - (1) - ①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	中長期計画においては、理念や、基本方針の実現に向けた目標が明確にされ、課題やその解決に向けた方策も掲げられています。実施状況の評価も行い、年2回のMR会議にて見直しを行っています。	
I - 3 - (1) - ②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	年度事業計画は、中長期計画に基づいて作成しており、具体的な内容となっています。また、児童数など数値目標を設定し、MR会議にて評価見直しを行っています。	
I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	前期MR会議において、現年度事業計画の中間評価を、関係職員の意見を聴取した上で、同時に事業計画の見直しや次年度事業計画書を作成しています。事業計画は全職員に配付し、職員会議で周知しています。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	年度事業計画が保護者に周知されるよう、園だより、入園のしおり、年間行事予定を配付されています。主な内容を4月の保護者会及び総会にて説明しています。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	MR会議で、組織的にPDCAに取り組み指導計画等を見直し、質の向上を目指しています。職員間で検討を行った上で、行事予定等年度事業計画に反映しています。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	MR会議で評価結果を分析し、職員間で共有しています。前期MR会議で、中間報告を行い次年度計画へと繋げています。また、後期MRで最終評価を行い、職員の意見聴取や、保護者についてはアンケートで聴取した意見も入れ見直しも行っていきます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は自らの保育所経営・管理に関する方針・取組を明確にし、特に子どもの発達・成長を大切にした上での色々な保育メソッドや環境整備に取り組んでいます。役割・責任についても職務分掌表に明示し、業務のしおりを活用して職員に周知しています。また、有事の場合や不在時の権限委任も明確にしています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	遵守すべき法令についての研修を受け、さらに社会保険労務士が実施するタイムリーな事項への対応研修を行っています。職員にも周知するため職員会議等で説明しています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	目標面接で、目標シートを使って保育の質についての評価分析を行い、MR会議で再度職員全員で課題を出し改善策を検討しています。その上で事業計画で反映しています。職員研修もわらべうた、乳児保育・幼児保育等園内研修中心に行い、参加への配慮もしています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	MR会議にて経営の改善等、分析し職員全体に周知しています。人事においては、勤務時間を配慮する等、働きやすい環境整備に取り組んでいます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	保育士だけでなく、栄養士、看護師等専門職においても計画的に人材確保しています。採用についても専門職だけでなくボランティア等の受け入れも積極的に行っています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	保育士の心得や教育管理規定に基づき基準が明確に定められ、人事考課規定や目標シートを用いて、職員の意向等も充分汲んだ上で評価、分析、改善が行われています。職員の特に長期的な将来姿を描く事が出来るような人事処遇面や労務管理の面で、もう一歩踏み込んだ仕組み作りが望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	労務管理の責任体制を明確にした上で職員の希望を聴取した勤務体制をとっています。相談窓口は看護主任を選任し、新人にはメンターメンティー制度を導入し、メンターをつけ月に1度話し合いの機会を設けています。また、月に1度社会保険労務士による個別相談も実施しています。改善策はMR会議にて検討、取り組んでいます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	目標シートを用いて、経験年数に合わせて個別目標を設定し、年2回の目標面接を行い進捗状況、達成度の確認を行っています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	目標シートを用いて個別職員の知識、技術水準、専門資格の必要性の把握、個別計画の策定と実施を行っています。研修やカリキュラムについてもMR会議で見直しを行っています。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	目標シートによって取得状況等を把握して、メンターメンティー制度を用いて職員に合わせた教育・研修を実施しています。また、内部研修や外部研修について職員の希望を聴取し、全員が研修に参加出来るよう配慮しています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生・ボランティア受け入れマニュアルによって受け入れを行っており、研修についてもガイダンス等を行っています。実習生については養成校担当教員に訪問してもらい、実習を精査して必要があればプログラムの見直しをしています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	ホームページ等により第三者評価の受審結果の他、幅広く適切に公開されています。また、地域にチラシを配付する等、理念や基本方針、事業活動等を発信しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	適正な経営・運営の為、MR会議にて、検討・取組・改善について職員に周知しています。また、税理士の事務所にチェック、アドバイスを得ており、監事監査を実施し改善点があれば訂正しています。今後、外部監査の受審が望まれます。	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	掲示板やホームページを通じて地域との関わりについて説明しており、地域の行事や園の行事園庭開放を通じて定期的に交流しています。また個々の子ども、保護者のニーズに応じて個別に社会資源等を利用するよう、園だよりで伝える等対応しています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア受け入れマニュアルを整備され、事業計画において地域の学校教育等への協力についての姿勢や実施計画が示されています。ボランティアに対しての研修についてはガイダンスを実施しています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	社会資源の機能と連絡方法を明示したものを一覧表として作成しており、職員会議で情報の共有化が図られています。学校とはコミュニティ連絡会を行い、問題がある場合、特に虐待等疑われる子どもへの対応も児童相談所や学校と連携してケース会議を行い解決に向けて努力しています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	保育園の持つ機能を地域に還元するため、地域子育て支援センターとして、住民参加の支援活動や子育て情報の地域への提供、企業、地元FM局と連携して、園の運営情報の公開等しています。また、災害時には、炊き出し等地域の役割を明確にしています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	保育所の機能を生かした子育てサークル等を開催し、民生委員・児童委員と定期的に会議を行い子育てマップ作成や地域貢献委員会と連携する等して具体的な福祉ニーズの把握に努めています。また、スマイルサポーターを中心にして多様な相談事業を行っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもを尊重した保育を実施する事について、理念や基本方針、倫理綱領、規定等を作成しMR会議で職員に周知し実践しています。保護者には入園のしおり等で周知しています。また、基本的人権についてもMR会議にて研修を行っています。その上で実践し評価改善を加えた上で保育計画等を見直しています。また、乳児担当者別等具体的な保育実践しています。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護や虐待防止の権利擁護についてマニュアルに基づいてMR会議で職員に対して研修を行い実践し、保護者には入園説明会で入園のしおりを用いて周知しています。子どものトイレや保育室についても一人ひとりを大切に環境づくりをしています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	パンフレットを園の通用門付近や地域図書館に設置しています。また、ホームページでも情報を細かく、分かりやすく公開しています。見学会についても積極的に行っており、個別に説明会も実施しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	入園前に入園のしおりを用いて入園説明会を行い、同意書の提出により保育の開始となります。変更が生じた場合もおたよりを保護者へ配付したり掲示板の活用により周知に努めています。必要な場合は、説明会を行なっています。また、手話通訳による説明会等個別対応も行っています。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所の変更等にあたり、保護者に、その後の相談方法や手順を説明しています。また、いつでも相談出来るよう担当者を置き、利用が終了した時に保護者に対して説明を行っています。今後、終了後の相談方法や担当者について記載した文書を作成し、保護者に配付することが望まれます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	日々の保育や連絡ノート、参観の感想、クラス懇談、保護者会に出席等により利用者の満足を調査、把握し、MR会議で検討し、改善点があれば改善を行なっています。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の体制を整備し、保護者には、入園のしおりの配付、説明にて周知しています。また、アンケートや意見箱の利用で保護者が苦情や意見を申し出易いようにしています。苦情記録を整備し、対応策についても配慮した上でフィードバックしています。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
(コメント)	入園のしおりにより保護者に説明し配付しています。保育園の玄関にポスターを掲示し、案内に努めています。また、相談については、相談室を使用したり、希望者には電話にて相談対応しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	相談苦情対応についてのマニュアルを整備しています。保護者の意見については意見箱やアンケートの実施等により把握しています。職員は、日々の送迎時に対話等で意見の傾聴に努めています。MR会議により対応策を検討して対応しています。また、職員に周知し、より保育の質が向上するように努めています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	年2回のMR会議の中で、リスクマネジメントについて話し合いを行い、マニュアルを用いて職員に周知しています。事例の収集について、事故の記録はありますが、ヒヤリ・ハット事例の収集について見直しが望まれます。月1回の会議で改善策や評価実効性の見直しを行っています。リスクマネジメントの観点から責任の明確化等再度検討する事が望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症リスト及び衛生管理要領により管理体制が整備され職員にも周知徹底しています。看護師を中心に予防策や対応が適切に行なわれています。職員会議で「ほけんだより」を用いて毎月予防や安全確保について研修をしています。嘱託医等による助言によりマニュアルの見直しを行い、保護者には掲示板やホームページ、園のしおり等を用いて情報提供しています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時の対応体制は消防計画で決められています。利用者や職員の安全確保の為、地震、津波、大雪等を想定した訓練を行っています。備蓄リストによって食料等管理していますが、備蓄リストの見直しが望まれます。年2回地元の消防署等と連携して訓練を行っています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
(コメント)	業務のしおりの中で多岐にわたる詳細なマニュアルがあり、職員は新人研修や会議などで読み合せをして周知、確認しています。保育実践は、子ども一人ひとりを重視し、個人の成長に合わせた支援を心掛けています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	MR会議（生活の質向上委員会）で年2回検証・見直しをしています。見直しの箇所は二重線で分かるようにしています。年間指導計画、月案などに反映させるとともに、保護者の意見、提案はクラス懇談（年3回）やアンケート等で聞き、反映しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画は、クラスリーダーが策定し、園長がチェックしています。利用開始前のアセスメントは、身体状況、生活状況の変化を把握し、6月と2月に経過の見直しやニーズ、課題、予防接種、既往症などの追加の記入を記録しています。家庭児童相談所、保健師、兄弟の繋がりで中学校の先生なども関わることがあります。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画は毎月評価、反省、また、見直しと課題等で次月の指導計画に活かし、保育の質の向上に努めています。乳児・幼児に分け主任、主任補佐で指導、毎月きちんと印をして最終チェックは園長がしています。緊急の変更はタイムカード横の「コミュニケーションノート」で周知できる仕組みになっています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービスの実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	個別指導計画、月案は主任がチェックし、日誌は月曜日に副園長に提出しています。記録内容や書き方については差異の無いように園長がチェックしています。市からの連絡や情報については内線で連絡しています。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報保護規程により子どもの記録の保管、保存、情報の提供に関する規程を定め、職員会議・新人研修で周知しています。記録の管理は園長が責任をもって鍵のかかる場所で保管しています。日々の記録やクラスのことはクラスで鍵をかけ保管しています。保護者には入園のしおりを配付し、入園説明会で説明しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
(コメント)	保育課程は理念に基づき、保育方針、目標、発達過程を踏まえて、子どもとその背景や地域の実態、家庭の状況や保育時間など考慮して作成しています。クラスから1名以上の参画で編集して全職員に伝達しています。MR会議で評価し、改善しています。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	育児担当制により、子ども一人ひとりを大切に、家庭環境や生活リズム、身体成長の個人差を受容して保育をしています。午睡時は、子どもの健康状態に注意してタイムチェック表に記入していますが、記入の仕方などについて、職員とともに見直しや工夫することが望まれます。個人懇談、クラス懇談で保護者と子どもの育ちや相談をしています。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	育児担当制により、子ども一人ひとりの心身の状態は朝の受け入れ時や連絡帳、また、関わりの中で把握しています。室内外共に、子どもたちが探索活動や運動遊び、創造遊びを楽しめる環境が整備され、活動を見守りながら関わり、子どもの気持ちをしっかり受け止めています。異年齢、大人との関わりは多くあります。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	3～5歳の子どもは異年齢クラスで兄弟の感覚でいたわりや優しさ、教え、また、憧れや模倣活動を楽しんでいます。5歳児は保育の状況を読み、自主的な配慮なども出来ています。年齢に合った活動ができる様々な積み木、玩具や遊具、衣装遊び、色の認識遊び、体育遊び、わらべ歌遊びなど、環境の整備を工夫して行っています。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
(コメント)	小学校から来園の際に情報交換出来たり、市立小学校の研究会・研修会に参加し、意見交換をしています。就学に向けてサマーキャンプ、ドッチボール大会の参加、「学校ごっこ」と題して積木、お話、わらべ歌の発表会など目標を持って挑戦する場を設けています。保育要録は園長の責任の下、それぞれの担任が参画して作成しています。	

		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	室内は整理整頓され、子どもたちが自由に素材用具が選択しやすい環境の設定をしています。午睡布団はレンタルと個人用の選択で業者は月2回、個人は週1回で消毒、乾燥、日光干しをして衛生面に配慮しています。保育室は棚を挟んで食事と午睡の生活空間、また、玩具や遊具などの配置なども工夫され、落ち着いて生活が来ています。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
(コメント)	トイレは一人ひとりのリズムに合わせ、オマルやポットは使用していません。全便器でカーテンの配慮があります。写真を貼って手洗い、うがいの習慣が身につくよう働きかけ、遊びの中では様々な遊具や用具で粗大運動、微細運動をバランスよく活動できるように環境が整えられています。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	発達に合わせた玩具の見直しを定期的に行っています。いろいろな遊びができるよう、室内には基本の玩具を揃え、子どもたちの手の届くところに配置しています。3～5歳の縦割り保育では、年齢に応じた役割遊びや年長児はけんかの場面でも解決してくれることが多く、順番や物を大切にすることも自主的にしています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	屋上や園庭には様々な木々や菜園が育てられ、木の名前や有名な人の詩なども備え付けられています。園長の虫も大切に扱う気持ちは子どもたちへも伝わり、虫は身近な存在で観察しています。バスで園外保育、近くのスーパー、公園、図書館、老人施設へ行き、地域の人と触れ合っています。餅つきなど伝統行事で地域と交流しています。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	絵本の読み聞かせは1対1で読み、全体で読むときは子どもたちに強制はせず、耳で参加する子もいます。子どもたちがわらべ歌で自由に歌ったり踊ったり、またその姿を発表会に繋げ、発表を楽しんでいます。手作り楽器や音のなる玩具で遊んだり、様々な素材・用具を自分で選び、考えたり工夫して遊んでいます。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a
(コメント)	「保育所保育指針に基づく自己チェックリスト100（保育総合研究会）」を通して、自らの保育実践を振り返り改善や専門性の向上に努めています。目標シートと連動した人事考課表があり、自己評価に基づく園長との面談は年2回行っています。	

		評価結果
A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	連絡ノート、生活表などを通して個々の生活リズムを把握し、一人ひとりの保育を大切に心がけています。分りやすく穏やかな言葉遣いで「早くしなさい」等の急がず言葉や「ダメ」等の制止用語を使わないことを伝えています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
(コメント)	個別の計画を立て、クラスの中で共に成長できるようにしています。設備はバリアフリーに配慮しています。ハンモック遊具で癒される環境が準備されています。市による保育相談、発達相談、また、作業療法士、嘱託医など行動観察や助言をもらい、他機関との連携も図っています。障がい児保育に関して保護者へは入園説明会で伝えています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
(コメント)	絨毯やソファなど休息できる環境があり、保育士とゆったりした対応で家庭的な雰囲気大切にしています。19時までの延長保育の夕食、軽食は家に帰ってからの食事に影響することから、15時のおやつでボリュームを持たせています。手作りおやつの内容は給食サンプルと同じ所で掲示しています。	

		評価結果
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
(コメント)	入園時、健康診断表、母子手帳の提出依頼をし、「けんこうのきろく」に保護者に記入していただき、乳幼児健診、予防接種、既往症歴は看護師が児童カルテに記入しています。体調がすぐれない時の食事内容は普通食で牛乳や油っぽい物は除き、特におかゆなどの配慮はしていません。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	b
(コメント)	保育士は、子どもの食事量を聞き、また、おかわりもしています。一人ひとりの様子や食事状況を見守りながらの保育のため一緒に食事はしていません。クラスでクッキングしたり、ホールで食べたりしています。厨房からクラスを見に来てくれます。食育計画は園長が作成し、栄養士は確認をしています。保育士と栄養士が連携して食育計画が作成できる様な体制づくりが望まれます。また、食育計画の定期的な見直しが望まれます。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	b
(コメント)	給食日誌に残食欄がありますが記入の仕方に見直しが期待されます。旬の物や季節感のある食材を活かして行事食を取り入れ、手作りおやつは毎日提供しています。乳児クラスやスプーン使用の子どもの食器は陶器で年齢別に形、大きさを選び、子どもたちが食べやすい配慮で園長が選んでいます。アレルギー児が多いので、調理の工夫、配慮をして、おやつはできるだけみんなが食べられる物を提供しています。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	内科健診年2回、歯科健診年1回を実施しています。保護者へは「けんこうのきろく」に結果報告して職員にも周知しています。有所見児の保護者には検査結果の内容を書面で個別に通知しています。また、歯科健診については受診報告書の提出を依頼して受診を促しています。結果は保健計画や看護師が部屋で声掛けなどをして反映しています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	医師の指示書をもとにアレルギー児の食事の対応をしています。食事提供の違いは専用のトレーの使用、食器、乳児はエプロンのゴムの色を変えることで誤食のない様対応しています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	衛生管理について、給食関係は栄養士が、衛生面に関しては看護師が担当しています。給食会議で月1回、園長、栄養士、看護師、事務所から1名ずつで検討会を実施しています。調理場、水回りなどの衛生管理のマニュアルについては、MR会議で定期的に検討、見直しをしています。	

		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b
(コメント)	0～1歳の連絡ノートは食事内容が記録され、把握できますが、2歳以上の子どもについても、家庭での食事の状況を把握することが望まれます。献立表は事前に配付し、食材内容の記載はありますが、レシピ（作り方手順）を掲示、配付することが望まれます。懇談の時、スープ等一部試食の機会があります。サンプルは幼児向けになっています。食の相談などは栄養士が対応しています。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	保護者からの発信を大切に受けとめ、不安に感じられていることは敏速に解決していくように心がけています。子どもが、苦手であると思われることに挑戦している時は、園と家庭が共有して励ましていくようにしています。保育相談、発達相談、就学相談など保護者支援に繋がっています。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	保育参観を通して保護者に保育の意図や理解を促しています。年3回クラス懇談会を行い、意見交換や育児の相談など話し合う機会を持っています。また、行事等に保護者が参加して交流する機会も設けています。感想文を提出してもらい、共通理解を得る機会を設けています。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	子どもの身体状況、特にあざなど疑わしい時は、園長に速やかに報告しています。子ども総合相談センター等と連携を持ち、養育状態の把握に努め、また、虐待ポスターの掲示や配付する事で予防と啓発に努めています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	園長は、常に職員に対して子どもに伝えたいことは耳元で小さい声で言うように伝えていきます。就業規則に体罰禁止が謳われています。職員は会議などで保育士心得と就業規則を読み合せをして周知しています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	青桐保育園を利用中の保護者
調査対象者数	189 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

青桐保育園を現在利用している保護者189世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、175世帯から回答がありました。(回答率92.6%)

特に満足度の高い項目として

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」

「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」

「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が90%を超える満足度、

「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に応じたり、個別面接などを行なったりしていますか」

が85%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

例	
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等